

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から41年3月まで
② 昭和41年6月から同年12月まで

A市で住み込みで働いていたころ、勤務先に集金人が来て国民年金保険料を納付したことを覚えている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立期間は現年度納付が可能であり、国民年金に加入しながら保険料を納付しなかった事情も見当たらない上、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、同年4月以降、申立期間②を除き、国民年金加入期間について保険料の未納は無いことを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録により、申立期間①は未納であることが確認でき、当時の被保険者台帳である特殊台帳には、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までについては「時効消滅」、同年4月から41年3月までについては、未納であるとの記

載が確認できることから申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年6月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から51年11月まで

私は、20歳になった昭和45年*月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に母親と一緒に納付し、妹が20歳になってからは3人一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年12月以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和51年4月から同年11月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、52年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、当該期間は未納とされおり、現年度納付していなかったものと推認されるものの、申立人の特殊台帳の昭和51年度の摘要欄に、申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人は、この納付書により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年8月から51年3月までについて、申

立人は、20歳になった45年*月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を申立人の母親と一緒に納付し、申立人の妹が20歳になってからは3人一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和52年1月の時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人の母親については、申立期間は納付済みであるものの、申立人の妹については、48年1月から49年3月までは未納であることが、オンライン記録により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を自分の保険料と一緒に納付してくれていた。父親は、まとめて納付したことがあると言っていた。申立期間の保険料の納付について調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、昭和36年4月以降、60歳まで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間は過年度納付が可能であり、A市では、国民年金の加入届を受け付けた場合、納付可能な過年度保険料についても納付を勧奨することが通例であり、申立期間直後の昭和50年度分の保険料が過年度納付されていることを踏まえると、申立期間についても、保険料が納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和48年12月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月、申立期間②は3か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、申立人は、昭和48年12月21日に国民年金に任意加入していることが、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳により確認でき、申立人は、この日に国民年金に加入したものと考えられ、任意加入しながら、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年3月31日から同年4月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、株式会社B)C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月2日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から同年10月1日まで

昭和19年4月にA株式会社C支店に入社し、会計課に配属され、20年*月*日のD空襲で被災して疎開した頃に短期間だけE会の仕事を手伝った後に庶務課に異動して同年10月中ごろまで勤務していたが、同社における資格喪失日が同年3月31日になっている。同年8月9日の原爆のことや同年8月15日の玉音放送も会社の庶務課で聞いたのをはっきり憶えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社C支店に勤務していたことは推認できる。

また、株式会社Bが保管しているA株式会社C支店に係る社員台帳では、申立人の退職年月日は、昭和20年4月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人と同様の業務に従事していた同僚は、A株式会社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に係る厚生年

金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち昭和 20 年 3 月 31 日から同年 4 月 2 日までの期間において A 株式会社 C 支店に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 20 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、60 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 4 月 2 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 株式会社の複数の元同僚に照会したが、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成22年2月8日に年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された臨時手当台帳及び申立者一覧表から、申立人は申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の臨時手当台帳及び申立者一覧表において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月8日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を27万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成22年2月8日に年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された臨時手当台帳及び申立者一覧表から、申立人は申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の臨時手当台帳及び申立者一覧表において確認できる保険料控除額から、27万1,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月8日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年8月1日まで

A株式会社での厚生年金保険について、途中で退職した事実はなく、継続して申立期間においても勤務し、事業主から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の回答から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、給与明細書を所持していないものの、申立人と同じ運転手である複数の元同僚が所持する給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても継続して保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成元年2月のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当であ

る。

一方、オンライン記録では、A株式会社は、平成元年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、当該事業所は、同年8月1日付けで再び厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は申立期間においても継続して業務を行っており、当時の従業員数から厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 7 月まで
申立期間当時、第 3 号被保険者は国民年金保険料の納付が不要であることを知らなかったため、毎年、年度始めに送られてきた納付書により郵便局で申立期間の保険料を納付していた。申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入資格が任意から第 3 号被保険者になった昭和 61 年 4 月以降も、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたと主張している。

しかしながら、第 3 号被保険者は、制度上、被保険者自身が保険料を納付することを要しない上、申立人は昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得し、その処理は同年 6 月 24 日に行われていることがオンライン記録により確認でき、このことは、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は第 3 号被保険者とされていることから確認できることから、第 3 号被保険者である申立人に、毎年、同市から納付書が送付されたとは考え難く、申立内容とは符合しない。

また、申立人が、第 3 号被保険者である申立期間について国民年金保険料を納付した場合、当該保険料は還付されることとなるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1894

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
私は、申立期間中はアルバイトで国民年金に加入していなかったが、父親から納付期限が 2 年であるので早く納付するよう勧められ、平成元年 3 月に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、1 年分の国民年金保険料として約 10 万円、現年度納付した。申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 3 月に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間である 1 年分の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、B 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は「登載なし」とされていることから、当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立期間直後の平成元年度も「登載なし」とされ、2 年度については「未納」とされていることが確認できることから、申立人は平成 2 年 5 月から 3 年 4 月の間に国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない。

なお、上記の収滞納リストにおいて、平成元年度は「登載なし」、2 年度は「未納」とされているものの、この 2 年間分については、国民年金保険料が納付済みの記録となっていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は上記の国民年金加入時点で、当該期間の保険料を過年度納付したものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1895(事案 1377 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から45年3月まで

私は、昭和39年に国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していたので、納付記録に欠落が有ることには納得できない。再度、前回と同じ申立理由で再申立てする。

なお、第三者委員会の回答では、1年だけ認めるとされているが、すべて認められなければ納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿から、昭和46年6月に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳が同年4月28日に発行されていることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認されることから、この時点において、i)過年度納付が可能な昭和44年4月から45年3月までについては、国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではないこと、ii)昭和39年6月から44年3月までについては、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であることなどから、納付していたものとみることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月29日付けで一部あっせんの通知が行われている。

今回、申立人は、一部の期間のみを認めた第三者委員会の決定には納得できないとして、既に納付済みとされた期間を含め、再申立てを行っている。

しかしながら、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成元年 5 月まで

A 県で塾講師をしていた昭和 62 年 3 月ごろ、塾長に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料の納付方法等の詳細については、20 年以上前のことであり、よく覚えていないが、申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」により A 県内すべてについて「B (漢字)」及び「C (カナ)」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1897

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年3月まで

私は、昭和44年6月に婚姻して国民年金に再加入し、妻については、国民年金の加入手続を行って申立期間の国民年金保険料は、毎月、夫婦一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、国民年金の再加入手続を行い、申立人の妻については、国民年金の加入手続を行って申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付するには、夫婦共に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は昭和39年10月に払い出されているのに対し、申立人の妻の同手帳記号番号は49年1月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立内容とは符合しない上、当時の被保険者台帳である特殊台帳においても、申立人夫婦共に申立期間は「未納」となっていることが確認できる。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、旧姓を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年3月まで

私は、昭和44年6月に再婚して、夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月、夫婦一緒に集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、再婚後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、夫婦一緒に申立期間の保険料を納付したとする申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

なお、申立人には、昭和37年10月に申立人の元夫と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人の特殊台帳が、44年7月19日にA県B社会保険事務所（当時）へ移管され、その後、申立人は不在被保険者として管理されていた記載が同台帳により確認できることから、申立人は、この手帳記号番号では申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

私は、当時、A市に居住しており、昭和 55 年 7 月又は同年 8 月に、B 社会保険事務所（当時）又は勤務先に近いC市D区役所で、元妻と一緒に国民年金保険料の免除申請を行い、その後も保険料は免除されているはずである。申立期間が免除期間になっていないことには納得できない。なお、私の名前は、「E（カナ）」や「F（カナ）」と読み違えられることや「G（漢字）」又は「H（漢字）」と書き間違えられることがあるので、誤って記録されていないかについても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 7 月又は同年 8 月に、申立人の元妻と一緒に国民年金保険料の免除申請手続をB社会保険事務所又はC市D区役所で行ったと主張している。

しかしながら、申立期間について、申立人が国民年金保険料の免除申請手続を行うためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間当時、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人には、平成 3 年 12 月に、I 県 J 郡 K 町において払い出されていることが「年金手帳委託交付受払簿」により確認できる上、一緒に保険料の免除申請手続を行ったとする元妻も申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、国民年金の免除申請手続は、住所地の市区町村において行うこととされており、A市民であった申立人がC市D区役所又はB社会保険事務

所において国民年金保険料の免除申請を行ったとする申立内容は不自然である上、C市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでも、「登載なし」と記載されており、申立人は、申立期間当時、同市において、国民年金の被保険者として管理されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人について、「E（カナ）」及び「F（カナ）」を含め、氏名を複数の読み方で検索するとともに、国民年金手帳記号番号払出簿において、「G（漢字）」及び「H（漢字）」についても検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、ほかに申立人について申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年3月まで

私は、昭和44年10月ごろ、A市役所で夫婦及び弟の国民年金の加入手続きを行い、集金人に3人分の国民年金保険料を納付していた。弟は申立期間の一部を納付しており、その領収書も有るが、一緒に納付した私たち夫婦の申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月ごろ、A市役所で申立人夫婦及び申立人の弟の国民年金加入手続きを行い、集金人に3人分の国民年金保険料を納付しており、申立人の弟の47年2月及び同年3月の保険料を納付した領収書を所持していると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月1日に連番で払い出され、申立人の弟も同日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、当時、A市では、集金人が過年度保険料を徴収していたことが確認されており、申立人の弟については、国民年金手帳及び国民年金保険料領収書により、昭和48年2月28日に昭和47年度の国民年金保険料と共に昭和47年2月及び同年3月の保険料が一括納付されていることが確認できるのに対し、申立人夫婦については、夫婦の国民年金手帳により、同年

4月から同年12月までの保険料が48年1月24日に、同年1月から同年3月までの保険料が同年2月22日に納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料が申立人の弟と同一日に納付されていないことが確認できる上、上記の国民年金に加入した時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、国庫金である特例納付の保険料は集金人には納付できず、特例納付が実施されていた時期でもなく、申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年3月まで

昭和44年10月ごろ、妻がA市役所で夫婦及び義弟の国民年金の加入手続きを行い、集金人に3人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。なお、義弟は申立期間の一部を納付しており、その領収書も有る。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和44年10月ごろ、A市役所で申立人夫婦及び申立人の義弟の国民年金加入手続きを行い、集金人に3人分の国民年金保険料を納付しており、申立人の義弟の47年2月及び同年3月の保険料を納付した領収書を所持していると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月1日に連番で払い出され、申立人の義弟も同日に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、当時、A市では、集金人が過年度保険料を徴収していたことが確認されており、申立人の義弟については、国民年金手帳及び国民年金保険料領収書により、昭和48年2月28日に昭和47年度の国民年金保険料と共に昭和47年2月及び同年3月の保険料が一括納付されていることが確認

できるのに対し、申立人夫婦については、夫婦の国民年金手帳により、同年4月から同年12月までの保険料が48年1月24日に、同年1月から同年3月までの保険料が同年2月22日に納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料が申立人の義弟と同一日に納付されていないことが確認できる上、上記の国民年金に加入した時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、国庫金である特例納付の保険料は集金人には納付できず、特例納付が実施されていた時期でもなく、申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から12年3月まで
大学在学中は、国民年金保険料の免除申請手続きを行っており、申立期間の保険料が免除されていないことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続きを行っており、免除されているはずであると主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間の国民年金保険料の免除を受けるためには、申立人の親元の世帯員の所得状況等の関係資料を提出し、保険料免除基準に該当した場合に免除されることとなるが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、保険料が免除された記録とはなっておらず、このことはオンライン記録とも一致していることから、申立期間の保険料は免除されていなかったものと考えられる。

なお、平成12年度からは学生納付特例制度が開始され、学生等である被保険者の所得が基準額以下であれば国民年金保険料の納付を要しないこととされており、申立人は、同年度については同特例制度を利用していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月から同年9月まで
私の年金記録には、8か月の国民年金保険料の未納が有るが、一括納付したことを覚えており、国民年金手帳にも納付記録が記載されている。申立期間が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は一括納付したことを覚えており、国民年金手帳にもその旨が記載されていると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する国民年金手帳が同年11月21日に発行されていることから、この日に申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び現年度納付によることとなるが、申立人の国民年金手帳の「昭和50年度国民年金印紙検認記録」欄には検認印が無い上、当時の被保険者台帳である特殊台帳でも未納とされていることが確認できることから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金に加入した時点で、昭和50年10月から52年10月までの国民年金保険料を申請免除され、当該期間については、その後、56年9月13日に3万8,800円が一括追納されていることが特殊台帳により確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人は国民年金保険料を納付している根拠として、所持している国民年金手帳に資格取得日が昭和 50 年 2 月 26 日と記載されていることを挙げているが、この資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 32 年 9 月から同年 12 月まで
③ 昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月まで
④ 昭和 37 年 10 月から 38 年 1 月まで
⑤ 昭和 54 年 7 月から 56 年 5 月まで

私は、昭和 32 年 5 月から同年 8 月までの 4 か月間は A 株式会社（後に、有限会社 B）に、同年 9 月から同年 12 月までの 4 か月間は C 店（後に、株式会社 D）に、36 年 11 月から 37 年 4 月までの 6 か月間は E 株式会社（現在は、F 株式会社）に、同年 10 月から 38 年 1 月までの 4 か月間は G 株式会社に、54 年 7 月から 56 年 5 月までの 23 か月間は株式会社 H に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、被保険者記録が無いとの回答であったが、厚生年金保険料を給与から引かれていたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社の元事業主の供述及び当該事業所が保管している申立人の履歴書により、申立期間とは相違しているものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主は、当該事業所は既に解散し、関連資料は保管していないため、申立期間当時の状況については分からない旨の供述をしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は当時の同僚等を記憶しておらず、申立期間における申立

人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者であったことが確認できる従業員は全員所在不明であり、申立内容に係る供述を得ることはできなかった。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、C店の事業主は既に死亡しており、当該事業所の後継事業所と推認できる株式会社Dの事業主及び役員は、申立期間当時の記録は保管しておらず、申立内容について確認することができない旨の供述をしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、被保険者であったことが確認できる複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿によれば、C店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年9月1日からであり、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間③について、E株式会社の後継事業所であるF株式会社の事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の担当者もいないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については分からない旨の供述をしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者であったことが確認できる複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

さらに、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間④について、G株式会社の事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については分からない旨の供述をしている。

また、申立期間当時の経理担当者は、「申立人が4か月間勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入手続をしておらず、保険料も控除していないと思う。」と供述をしている。

さらに、G株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から被保険者であったことが確認できる同僚は、申立人のことを記憶しておらず、

申立内容を確認できる供述を得ることができない。

加えて、G株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑤について、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和54年9月21日から55年6月25日までの期間において、株式会社Hに勤務していたことが確認できる。

しかし、株式会社Hは既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間当時の事業主等の所在が確認できないため、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚及び株式会社Hに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を記憶している複数の同僚は、申立人が申立期間勤務していた旨の供述をしているが、厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によれば、株式会社Hが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和55年12月1日からであり、それ以前の申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、申立期間のうち昭和55年4月から56年5月までは全額申請免除期間となっていることが確認できる。

また、株式会社Hに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 5 年 10 月 31 日まで
私は、平成 2 年 5 月から A 株式会社に勤め、8 年 7 月 31 日に退社した。
社会保険事務所（当時）の記録によると、厚生年金保険は平成 5 年 11 月 1 日から適用されていることが分かったので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社が保管している社員名簿によると、申立人は平成 3 年 5 月 4 日から同事業所で勤務していることが確認できることから、申立人が、申立期間のうち、一部の期間において同事業所で勤務していたことは認められる。

しかし、A 株式会社の事業主に照会したところ、申立人はパートタイマーであり、平成 5 年 11 月に本人の希望で厚生年金保険に加入させた旨の回答をしている上、同事業所が保管していた平成 4 年における給与明細書によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 株式会社における元同僚に照会を行ったところ、申立人が勤務していたことを記憶している者はいたものの、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人の A 株式会社における雇用保険の加入記録によると、申立人の被保険者資格取得日は平成 5 年 11 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 56 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 52 年 6 月 30 日にA有限会社を退社し、同年 7 月 1 日から厚生年金保険第四種被保険者になり、56 年 3 月まで保険料を納付したが、オンライン記録では、この期間については、厚生年金保険に未加入となっている。当時の確定申告書の写しから、保険料を納付していたことは明らかなので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の住所地を管轄していた社会保険事務所（当時）が保管する債権管理簿及び厚生年金保険第四種被保険者名簿において、申立人の氏名、厚生年金保険被保険者手帳記号番号、生年月日及び住所が記載されていることが確認できることから、申立人が厚生年金保険第四種被保険者の資格取得に係る手続を行ったことは確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険第四種被保険者に係る保険料を納付したことについては、上記債権管理簿に、「取消」との記載がある上、当該保険料に係る収納月日欄には、収納日が記録されていないことから、当該保険料が納付されることなく、被保険者資格が取り消されたことがうかがえる。

また、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者に係る保険料を納付していたことを確認できる資料として、昭和 53 年から 56 年までの確定申告書の写しを提出しているが、申立人が、老齢年金の受給資格を満たすためには 60 年 3 月まで当該保険料を納付する必要があったところ、56 年の確定申告書に記載されている厚生年金保険料額には「終了」と追記されている

ほか、全期間において、当該確定申告書の写しに記載されている厚生年金保険料と、申立人の標準報酬月額及び当時の保険料率から算出した年間の厚生年金保険料は、一致しておらず、当該確定申告書の写しをもって、申立人が当該保険料を納付していたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から34年3月10日まで
② 昭和38年11月1日から41年3月30日まで

申立期間①は、A株式会社B部に勤務し、昭和33年10月*日の結婚式には上司のC部長が出席したことが地元紙で報道された。

申立期間②は、D社（株式会社E。現在は、株式会社F）の営業として勤務した。同一敷地内にG株式会社があり、この厚生年金保険に加入していたかもしれない。

すべての申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①について、申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の一部について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、「申立人名で昭和34年4月2日と記載されている退職願のほかに当時の資料を保管していないため不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間当時の同僚は、「入社後最初は見習いだった。入社してから3か月から1年で正社員になった。」と供述しており、昭和33年1月に入社したと供述している別の同僚は、同年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、当該事業所においては、従業員

のすべてについて、入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

株式会社Eに係る申立期間②について、申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立期間のうち一部期間については、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

株式会社Fに照会したところ、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、資料も保管していないため不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、オンライン記録において、株式会社Eが厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和41年7月1日であり、申立期間当時の複数の同僚は、「申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、会社に頼んで昭和41年7月から社会保険に加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 6 日から 46 年 5 月 16 日まで
② 昭和 46 年 5 月 16 日から 49 年 4 月 1 日まで

昭和 44 年の夏ごろから 46 年の春ごろまで A 市 B 区に所在した有限会社 C に正社員の大工として勤務をし、46 年春ごろから 49 年の春まで D 郡 E 町に所在した有限会社 F に正社員の大工として勤務をしたが、社会保険事務所(当時)へ照会したところ、厚生年金保険が未加入となっている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 C に係る申立期間①について、申立人の記憶する元事業主及び同僚の氏名が当該事業所に係る商業登記簿謄本の役員欄に記載されており、申立期間①を含む昭和 44 年 5 月 13 日から同年 12 月 2 日まで及び 45 年 5 月 15 日から同年 11 月 21 日までは事業所名は不明であるが雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人が一部の期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元事業主等の所在を確認することができない上、上記同僚は申立人を記憶しておらず、有限会社 C は既に解散しているため、関連資料等を確認することができず、申立期間①における申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、有限会社 C が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない上、上記の謄本に記載されている役員 4 人についても当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

次に、有限会社Fに係る申立期間②について、申立人の記憶する元事業主及び同僚の氏名が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されており、申立期間②のうち昭和46年5月16日から同年11月30日まで、47年4月10日から同年11月30日まで及び48年4月3日から同年12月20日までの期間において雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人が一部の期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元事業主は既に亡くなっている上、有限会社Fは解散しているため、関連資料等を確認することができず、申立期間②における申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、有限会社Fに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている元従業員に照会したが、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答を得ることができない。

さらに、上記被保険者原票において、申立人が同じ内容の仕事をしていたと記憶する同僚の氏名は記録が確認できない。

加えて、同被保険者原票において健康保険証の整理番号は連続しており、欠番も見られないため、申立期間②において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

A株式会社にて昭和 55 年 4 月から平成元年 4 月末日まで在籍していた。ねんきん定期便の被保険者記録を確認したところ、平成元年 4 月が未加入になっている。同年 4 月末日まで在籍し、所持している同年 4 月分の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、同年 4 月についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成元年 4 月 29 日及び 30 日は休日であったため出勤しなかったが、同月末日まで在籍していたと主張しているが、A株式会社は、「申立期間当時の人事記録等は保管されていないため、申立人が同年 4 月末日まで在籍していたか否かについては不明である。」と回答していることから、申立人の正確な勤務実態については確認することができない。

また、A株式会社は、「申立期間当時の給与締切日は毎月 15 日、給与支払日は当月 25 日で、厚生年金保険料の控除については翌月控除であった。」と回答しており、申立人が所持している平成元年 4 月分の給与明細書において、本給の欄に 5 月分の給与額が併記されていることから、4 月分の給与支払と同時に 5 月分の給与が支給されたことが確認できるものの、当該明細書の厚生年金保険料控除欄には 3 月に係る 1 か月分の保険料しか記載されておらず、4 月分の保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の A 株式会社における厚生年金保険の資格喪失日は平成元年 4 月 29 日、雇用保険の離職日は同年 4 月 28 日となっており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見られない。

加えて、A株式会社は、「当時、月末退職者の退職日の取扱いについては、本人の希望又は会社の都合等により、退職日を月末としない例が複数あった。」と回答していることから、申立人の資格喪失日についても同様の処理が行われた可能性が高い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 15 日から 40 年 5 月 8 日まで
② 昭和 42 年 10 月 31 日から 44 年 8 月 1 日まで

申立期間についてA株式会社(社会保険事務所(当時)の記録では、B株式会社)C支店又はD企業組合E営業所(昭和43年3月にF株式会社、その後同年10月にG株式会社に商号変更。現在は、H株式会社)に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にA株式会社C支店又はD企業組合E営業所に勤務していたと思うので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA株式会社C支店に勤務した元同僚の供述から、申立人が、少なくとも申立期間のうち一部の期間において、当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかしながら、申立期間①及び②当時、A株式会社C支店及びD企業組合E営業所に勤務した上記同僚を含む元従業員に照会したが、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

また、A株式会社C支店は昭和44年3月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社I本社に照会をし、一方のD企業組合E営業所については、後継事業所であるH株式会社に照会したが、いずれの事業所も、

申立期間①及び②当時の賃金台帳等の関連資料は保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、A株式会社C支店、D企業組合E営業所、F株式会社及びG株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号が連続しており欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月から33年3月1日まで
私は株式会社Aに、昭和30年10月から34年2月1日までの約3年5か月くらい、住み込みで勤務をした。ねんきん特別便を見ると、33年3月1日からの年金加入記録となっており、自分の記憶よりも短く、納得できない。食事代と厚生年金保険料は、給与天引きされていた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの同僚の供述から、申立人が申立期間の一部において勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aの事業主は、「厚生年金保険の資格取得、喪失届等の資料は、本社新社屋移転の際、紛失したため、申立人の勤務期間などを証明できるものは残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人を記憶する複数の同僚は、申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立人を記憶している元同僚は、同人が記憶する勤務開始日より1年近く遅れて厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該事業所では入社してすぐに厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認して

も、申立期間における健康保険番号の欠番等、不自然な点は認められないため、申立人の厚生年金保険の資格取得日が誤って記載されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで
昭和 46 年 8 月から 49 年 6 月までの間、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していたが、「ねんきん特別便」に係る加入記録の回答によると、厚生年金保険が未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの現在の事業主及び元同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「申立期間当時、現場に勤務していた者は、ほとんど厚生年金保険に加入していない時期であった。」と回答している上、当時の名簿等関連資料は保存されておらず、申立人の申立期間に係る同社の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元同僚9人に照会をしたところ、5人から回答があり、そのうち2人は申立人が勤務していたことの記憶はあるが、勤務期間等についての供述を得ることができないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 46 年 3 月 29 日から 49 年 6 月 1 日までの申立期間を含む期間において、国民年金に加入していることが確認でき、このうち、同年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を現年度

納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 8 月 21 日まで
62 歳のときに社会保険事務所（当時）から届いた資料を見ると、有限会社Aに勤務していた期間のうち平成 9 年 11 月から 10 年 8 月までの標準報酬月額が、支給されていた給与額の半額であることが分かった。支給給与額は平均して 50 万円ほどだったので、その報酬月額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 9 年 11 月から 10 年 8 月までの期間の標準報酬月額が、当時の給与支給額からみると低額であるとして申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 9 年 10 月までは 47 万円と記録されているが、同年 11 月に 26 万円に、10 年 2 月には 19 万円に改訂され、他の従業員についても同様に標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

また、申立人は当時の給与明細書等を保管していないため、事業主に照会したところ、「平成 9 年 11 月に賃金規程（ポイント制）を変更しており、従業員にも説明を行い、納得してもらった。給与額すべてが歩合給だと良くないとこのことで歩合給制度を見直し、基本給を基に新たに標準報酬月額を決定し、随時改定の届出を行った。」と供述している。

さらに、申立人が主張している標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除については、事業主が所持している申立人に係る平成 9 年 6 月分から

同年 12 月分までの給与明細書の写しから、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認でき、事業主から提出のあった平成 10 年個別支給明細集計表に記載されている社会保険料額から、9 年 12 月から 10 年 7 月までについて、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月26日から54年1月1日まで
私は、株式会社Aに勤務し、昭和53年1月から同年3月までB県C町でゴミ焼却炉本体工事を施工した記憶が有る。工事後は、Dの工場に戻り、同年9月には、E県Fでゴミ焼却炉本体工事を施工した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける業務内容の記憶及び同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aは、昭和61年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない上、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和53年3月26日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険証を同年3月31日に返納していることが確認できる上、同名簿の健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から26年8月1日まで
株式会社AのB出張所における私の厚生年金保険の資格取得日が昭和26年8月1日となっているが、同事業所には戦後直後の20年から勤務しており、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった24年1月1日から厚生年金保険の被保険者となっているはずである。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人が昭和25年10月1日付けの株式会社Aの竣工記念案内状等を所持していることから、申立人が同社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社AのB出張所は、既に解散し、当時の事業主も所在不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない上、同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

また、株式会社AのB出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1955(事案 1011 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、A企業組合における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 15 日から 36 年 12 月 15 日まで
② 昭和 34 年 7 月 15 日から 37 年 5 月 30 日まで

申立期間①について、当時、住宅貸付を受けるための申請書類には私の職業は「無職」と記載しており、A企業組合を退職していた証明である。

また、脱退手当金は、勤務期間が異なると支給金額も異なるはずであり、申立期間②について脱退手当金が支給されたとする年金記録はおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①については、i)申立人は、A企業組合を昭和 36 年 12 月 15 日に出産のため退職したと主張しているが、A企業組合に照会したところ、申立人が主張することを示す資料は保管されていないため退職日は不明であると回答していることから、申立人の主張する事実について確認できないこと、ii)当時、当該事業所に勤務していた同僚に照会しても、申立人が昭和 36 年 12 月 15 日に退職した事実を確認するための供述は得られないことなどから資格喪失日を訂正する必要は認められない。

また、申立期間②については、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無

く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年7月27日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、当時の住宅貸付調書に申立人の職業を「無職」と記載していること、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間が相違すれば脱退手当金も異なるはずであるため、申立期間について脱退手当金が支給されたとする年金記録はおかしいとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当時の住宅貸付調書に「無職」と記載していることのみをもって、直ちに申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたものと認めることはできない。

また、申立人は昭和37年*月*日に出産しており、前後の期間が、労働基準法第19条の解雇制限期間に当たることを踏まえると、申立人の被保険者資格喪失日が同年5月30日とされていることに不自然さはいかたがえ、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を訂正する必要は認められない。

さらに、申立期間②については、厚生年金保険の資格喪失日を訂正することを前提とする再申立てであることから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。